

京都市告示第 54 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成20年4月4日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 平成20年4月5日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
宇多野吉祥院線	右京区太秦和泉式部町32番地の1地先から	旧	メートル 59.40	メートル 4.75 ~ 7.73
	同町1番地の6地先まで	新	75.50	6.10 ~ 14.70
	立体的区域 右京区太秦和泉式部町1番地の2地先内		10.00	9.50

(建設局土木管理部道路明示課)